**経常建設共同企業体協定書（甲）**

（目的）

第１条　当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○・○○○○　経常建設共同企業体（以下「当企業体」と

いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を石川県鳳珠郡能登町字△△△○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、その存続期間は、１年とする。

ただし、１年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後６ヶ月を経過す

るまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　　　所　　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○○番地

　　商号又は名称　　○○○○○建設株式会社

　　住　　　　所　　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○○番地

　　商号又は名称　　○○○○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行

　うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札

　書又は見積書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業

　体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する

　ものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

　施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定、その他の当企業体の運営に

　関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるもの

　とする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約、その他の建設工事の実施

　に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、次のとおりとし共同企業体の名称を冠した代表者名

　義の別口預金口座によって取引するものとする。

　　　金融機関名　　○○○○○銀行　○○○○○支店

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成

員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成

　員が欠損金を分担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成

　する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

　残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合

　は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している

　出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、

　欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に

　負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行

　その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の

　承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項まで

　を準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第

　16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせな

　くなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認に

　により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても当該工事につき、かしがあったときは、各構成

　員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○○建設株式会社　他○社は、上記のとおり○○○○・○○○○　経常建設共同企

業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名

捺印し、１通は能登町に提出、その他は各自所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

共同企業体の

名　　　　称　○○○○・○○○○　経常建設共同企業体

代表者　住　　　　所　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○番地

　　　　　　　　　　　　商号又は名称　○○○○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　代表取締役　○　○　○　○　　　　　　印

構成員　住　　　　所　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○番地

　　　　　　　　　　　　商号又は名称　○○○○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　代表取締役　○　○　○　○　　　　　　印

**経常建設共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

　能登町発注に係る下記の工事については、○○○○・○○○○　経常建設共同企業体協定

書第８条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

　ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合

は、変わらないものとする。

記

１　工事の名称　　令和○○年度　○○○○○○○○○○○事業

　　　　　　　　　○○○○○○○○○○○○工事

２　出資の割合　　○○○○建設株式会社　　○○％

　　　　　　　　　○○○○建設株式会社　　○○％

　○○○○建設株式会社　他○社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠と

してこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は能登町に提出、その他

は各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

共同企業体の

名　　　　称　○○○○・○○○○　経常建設共同企業体

代表者　住　　　　所　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○番地

　　　　　　　　　　　　商号又は名称　○○○○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　代表取締役　○　○　○　○　　　　　　印

構成員　住　　　　所　石川県鳳珠郡能登町字△△△○○番地

　　　　　　　　　　　　商号又は名称　○○○○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　代表取締役　○　○　○　○　　　　　　印